

告 示

埼玉県告示第百六十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県狭山市入間川二丁目四番十三号 狭山市社会福祉会館内
社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

二 指定年月日

令和元年六月七日